

県南広域振興局長告示第 66 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮守村土地改良区（遠野市）の定款の変更を認可した。

平成 20 年 4 月 22 日

県南広域振興局長 勝 部 修